

重要事項説明書

中国エリア

本書面は電気事業法第2条の13の規定に基づき、電気需給契約の締結にあたり重要な事項を記載したものです。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面および当社ホームページへの電気需給約款の掲載にて提供いたします。十分ご理解いただきますようお願いいたします。

お申込み方法

- 当社との電気需給契約の締結を希望される場合は、当社ホームページまたは所定のお申込用紙に必要事項を記入いただきお申込みください。
- 郵送でのお申込みの場合は、本説明書裏面に記載の郵送先住所へご郵送ください。
- 以下のすべての条件に該当するお客さまが電気需給契約の対象者となります。
 - ①契約電力50kW未満の低圧契約であること
 - ②中国電力の供給エリア内で既に電気の供給を受けていること
 - ③電気需給約款に承諾いただけること
- お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは当社にて代行いたします。旧小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることができます。

供給開始時期

- 電気需給契約の締結後、お客さまが現在契約されている小売電気事業者との解約や一般送配電事業者との託送供給契約の締結等、当社による必要な手続きが完了した後に供給開始日が確定し、その供給開始日をもって当社の電気の供給を開始いたします。
- 一般送配電事業者の工事進捗状況等により、お申込みの際にご記入いただいた供給開始予定日のご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承ください。

契約期間および契約更新

- 契約期間は、原則2年（供給開始日から起算）といたします。
- 契約期間満了後は、原則2年ごとに同一条件にて電気需給契約を自動更新いたします。
- 最低利用期間は通常供給開始日から2年とし、最低利用期間内での変更または解約に対し解約手数料が発生いたします。

供給電圧および周波数

- 供給電圧は一般送配電事業者に供給設備を確認のうえ、標準電圧100ボルトまたは200ボルトのいずれかとなります。
- 周波数は標準周波数60ヘルツといたします。

契約容量および契約電力

- 現在ご契約中の小売電気事業者が決定した契約容量、契約電力とします。必要がある場合、当社との協議によって決定されます。

スマートメーターへの取替え

- 当社へのお申込み完了後、スマートメーターが設置されていないお客さまは、一般送配電事業者によるスマートメーターへの取替えを実施いたします。原則として、取替えに伴う工事費等費用は発生しませんが、停電を伴う作業になる場合がございますのであらかじめご了承ください。

電気料金の算定

- 使用電力量の算定は、一般送配電事業者により託送供給等約款に従って行われます。その結果を当社が受け取り当社の電気需給約款に基づき電気料金を算定します。
- 料金の算定期間は、託送供給等約款に定める検針期間または計量期間とします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約を解約した場合の料金算定期間は、開始日から開始日を含む検針期間等の終期までの期間または解約日の前日を含む検針期間等の始期から解約日の前日までの期間といたします。

解約・変更手続きおよびそれに係る料金

- お客さまが解約・変更を希望される場合は、20日前までに当社ホームページまたは電話からお知らせください。変更内容については、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。
- 解約した日が、最低利用期間に満たない場合は解約手数料が発生します。なお、残余期間に関わらず一律の料金といたします。

電気料金およびその他サービスにかかる料金

- 電気料金は、最低料金または基本料金、電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
- 燃料費調整額は中国電力にて毎月単価が公表され、再生可能エネルギー発電促進賦課金は経済産業省資源エネルギー庁にて毎年単価が公表されます。

料金表 応援でんき従量電灯Aプラン

区分		単位	単価
最低料金（最初の15kWhまで）		1契約	320.50円
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	第1段階	20.76円
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	25.27円
	300kWh超過分	第3段階	25.45円

料金表 応援でんき従量電灯Bプラン

区分		単位	単価
基本料金		1kVA	386.65円
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	18.07円
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	23.46円
	300kWh超過分	第3段階	23.71円

料金表 応援でんき低圧電力プラン

区分		単位	単価
基本料金		1kW	584.39円
電力量料金	夏季	1kWh	19.70円
	その他季	1kWh	18.01円

事務手数料

電気料金とご使用量のお知らせ（圧着はがき）※	330円/月
請求書発行手数料※	330円/月

※毎月の電気料金に合算いたします。

延滞通知手数料

延滞通知手数料	330円
---------	------

解約手数料

解約手数料	2,860円
-------	--------

料金の支払方法・支払期日

- 電気料金については毎月、工事費等についてはそのつど、当社の指定する金融機関等を通じてお支払いいただきます。
- お支払い方法は、口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- お支払い期日は当社がお客さまに別途通知する日といたします。当該支払期日が休祝日の場合にはその直後の営業日を支払期日といたします。
- 毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- 請求書の郵送をご希望のお客さまは請求書発行手数料が別途必要となります。
- 一般送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただくことがございますのであらかじめご了承ください。
- 契約者が料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払日までの日数について、年14.6%の割合を乗じて算定した延滞利息および延滞通知手数料を電気料金と合算してご請求させていただきます。
- 販売代理事業者を通じて、お申込みいただいたお客さまは、当社が電気料金その他の債務に係る債権を販売代理店事業者に譲渡することをあらかじめ承諾していただきます。

当社からの契約の解約

- お客さまが次のいずれかに該当する場合には電気需給契約を解約することがあります。なお、この場合にはあらかじめその旨を解約の15日前にお知らせいたします。
 - ①料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ②電気料金以外の電気需給約款によって支払を要することとなった債務（延滞利息、延滞通知手数料等、その他電気需給約款から生ずる金銭債務）を支払われない場合
 - ③契約された用途以外の用途に電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めない場合
 - ④その他、電気需給約款等に反した場合で、当社がその旨を警告しても改めない場合
- お客さまが、当社に通知なく移転され、電気の使用がないことが明らか場合は、契約を解約いたします。

当社からの契約の変更

- 当社は、法令・条例・規則等の改正により電気需給約款の変更の必要が生じた場合や、その他当社が必要と判断した場合は、電気需給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他供給条件は変更後の電気需給約款によります。
- 電気需給約款を変更する場合には、変更後の内容を当社ホームページに掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法により周知し、その効力は開示時点で生じるものといたします。

違約金および設備賠償金

- お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払を免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金としてお支払いいただきます。
 - ①電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ②契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ③動力契約の場合で、電灯または小型機器を使用された場合
- 免れた金額は、当社が定める供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- 不正に使用した期間を確認できないときは、6ヶ月以内で当社が決定した期間といたします。
- お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、その賠償に要する金額をお支払いいただきます。

工事費負担金等相当額の申受け

- 一般送配電事業者から、お客さまへの電気の供給に伴う工事費等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合、お客さまにその費用を負担していただきます。
- お客さまの都合によって供給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、一般送配電事業者から工事費負担金等の請求を受けた場合、お客さまにその費用を負担していただきます。

電気の供給に関するお客さまへのお願い

- お客さまへの電気供給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された以下の事項をお客さまにて遵守していただきます。
 - ①一般送配電事業者の供給設備の故障、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認められた場合には一般送配電事業者に通知すること
 - ②電気工作物の改修や検針、保安上必要な場合において、当社または一般送配電事業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由ない限り承諾すること
 - ③お客さまに電気を供給するために必要な設備の施設場所を無償で提供すること
 - ④電気の使用が、一定の原因により他のお客さまの電気の使用を妨害、またはそのおそれがある場合、お客さまの負担に必要な調整または保護装置を需要場所に施設していただくこと

その他

- 一般送配電事業者の指示や災害の発生時により電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、当社の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合は、当社は原則料金の減額は行わず、損害賠償責任を負わないものといたします。
- ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で停電等により損害を受けるおそれがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客さまにて請じていただきますようお願いいたします。
- 現在ご契約中の小売電気事業者との契約解約に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- 研究・分析のため、契約期間中に得た匿名加工情報（供給地点の郵便番号、30分電力量）を利用することを、あらかじめ承諾していただきます。またアンケートを実施する場合があります。これらの情報を加工した統計・分析データ等について、ウェブサイトやその他媒体に掲載・転載しその他の事業活動に利用することがあります。
- 匿名加工情報の作成および第三者提供は、当社のプライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。

個人情報の取扱いについて

- 契約時、本人確認書類のコピーを提出いただく場合がございます。
- 契約手続時に得たお客さまの個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- 契約手続き、電気供給に必要な範囲で一般送配電事業者、広域的運用推進機関、他小売電気事業者との間で共同利用いたします。
- お客さまが、当社の電気需給約款によりお支払いいただくことが必要となった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してもなおお支払いが確認できない場合等には、お客さまの氏名、住所、お支払い状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

反社会的勢力の排除

- お客さまには、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等のいずれにも該当しないことを将来にわたって表明し保証いただくものとします。なお、お客さまが当該確約に違反したことが判明した場合、または違反している疑いがあると認められた場合は電気需給契約を解約いたします。この場合、当該お客さまに損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

お問合せ先

カスタマーセンター

050-5370-3804

9:30~17:00

(土・日、祝日、年末年始は除きます)

Webによるお問合せ

<https://ohen-denki.com/contact/>

小売電気事業者の住所および申込書郵送先

株式会社LENETS（登録番号A0620）

〒381-2246 長野県長野市丹波島2-9-10

申込書郵送先

〒381-2246

長野県長野市丹波島2-9-10

株式会社LENETS